

平成25年度「医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」結果について
(平成26年4月)

医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度について、広く一般の方々に制度の存在を知っていただき、また、医師・薬剤師等の医療関係者に制度への正しい理解を深めていただくことで本制度の確実な利用につながるよう、様々な形で制度広報及び情報提供を実施しております。

また、毎年度、本制度の認知度の状況を把握するとともに、より効果的な広報のあり方を検討するため、一般国民及び医療関係者を対象とした本制度に係る認知度調査(インターネット調査)を実施しており、このたび、平成25年度調査結果がまとまりましたので公表いたします。

今後、この調査結果を踏まえ、国民、医療関係者等に対する制度の周知や理解をさらに促進するため、関係団体等との連携による周知徹底や訴求対象に適した広報媒体を活用し、本制度の効果的な広報を展開してまいります。

- 一般国民を対象とした認知度調査結果(概要)……別紙1
- 医療関係者を対象とした認知度調査結果(概要)……別紙2

○ 「平成25年度医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」結果概要《一般国民》

1. 調査概要

- (1)調査方法 インターネット調査
 (2)調査対象 一般国民(全国の20歳以上の各年代(20代、30代、40代、50代、60代以上)ごとの男女、計3,118人)
 (3)調査時期 平成26年1月27日(月)～1月30日(木)
 (4)調査項目 医療機関の受診経験、制度の認知率、制度の内容理解度、制度の関心度、
 広告の接触媒体、キャラクターの評価 など

2. 調査結果の概要

- (1)過去1年間の医療機関の受診経験について
- ・ 医療機関の「受診経験あり」は 78.1%
 そのうち、「通院のみ」は 91.0%、「入院した」は 5.7%
 規模別では、「病院」が 26.0%、「診療所、クリニック、医院など」が 74.0%
- (2)医薬品副作用被害救済制度の認知率について
- ・ 制度の認知率(知っている+聞いたことがある)は 21.2% (前年度 20.7%)
 <内訳> 「知っている」 4.9% (5.3%)
 「聞いたことがある」 16.3% (15.4%)
- (3)医薬品副作用被害救済制度の内容理解度(制度認知者ベース)について
- ・ 公的な制度である 49.6% (前年度 51.1%)
 - ・ 副作用による健康被害について救済給付を行う 45.4% (48.8%)
 - ・ 救済給付の請求には診断書などが必要である 37.7% (37.7%)
- (4)制度の関心度について
- ・ 制度の関心度(関心がある+やや関心がある)は 76.1% (前年度 78.7%)
- (5)広告の接触媒体(広告認知者ベース・複数回答)について
- ・ 病院・診療所(クリニック) 39.8% (前年度 41.9%)
 - ・ 薬局・薬店(ドラッグストア) 29.3% (31.3%)
 - ・ 新聞(全国紙) 20.7% (18.5%)
 - ・ インターネット 12.5% (15.0%)
- (6)キャラクター「ドクトルQ」の評価について
- ・ キャラクターの評価は、「好感が持てる」が 71.8%、「キャラクターとしてふさわしい」が 69.8%、
 「信頼感がある」が 62.3%、「イメージしやすい」が 59.6%

○ 「平成25年度医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」結果概要<<医療関係者>>

1. 調査概要

- (1)調査方法 インターネット調査
- (2)調査対象 医療関係者(全国の医師、薬剤師、看護師、歯科医師 計 3,640 人)
- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| ①医師 | 1,052 人 | (病院勤務 519 人、診療所勤務 533 人) |
| ②薬剤師 | 995 人 | (病院・診療所勤務 496 人、薬局勤務 499 人) |
| ③看護師 | 1,100 人 | (病院勤務 544 人、診療所勤務 556 人) |
| ④歯科医師 | 493 人 | |
- (3)調査時期 平成26年1月27日(月)～2月13日(木)
- (4)調査項目 制度の認知率、制度の内容理解度、制度の認知経路、制度への関与度、
制度利用の勧奨率 など

2. 調査結果の概要

- (1)医薬品副作用被害救済制度の認知率について
- | | | |
|---|-------|-------------|
| ・ 制度の認知率(知っている+聞いたことがある)は | 81.3% | (前年度 80.1%) |
| <内訳> | | |
| 「知っている」 | 52.5% | (51.3%) |
| 「聞いたことがある」 | 28.8% | (28.7%) |
| ・ 職種別では、医師が 92.4%(前年度 87.1%)、薬剤師が 98.5%(98.5%)、看護師が 58.8%(58.4%)、歯科医師が 73.4%(69.4%) | | |
- (2)医薬品副作用被害救済制度の内容理解度(制度認知者ベース)について
- | | | |
|--|-------|-------------|
| ・ 公的な制度である | 83.9% | (前年度 81.5%) |
| ・ 副作用による健康被害について救済給付を行う | 82.1% | (80.8%) |
| ・ 入院が必要な程度の疾病や傷害などの
健康被害について救済給付を行う | 54.6% | (53.0%) |
- (3)制度の認知経路(制度認知者ベース・複数回答)について
- | | | |
|-------------------------|-------|-------------|
| ・ 「聞いた／教えてもらった(主に同職種間)」 | 29.6% | (前年度 18.8%) |
| ・ 「医療関係専門誌」 | 23.8% | (24.4%) |
| ・ 「パンフレット・リーフレット」 | 20.2% | (15.4%) |
| ・ 「副作用報告制度の報告用紙」 | 15.1% | (16.4%) |
| ・ 「PMDAのホームページ」 | 12.9% | (11.7%) |
| ・ 「インターネット」 | 12.0% | (9.5%) |

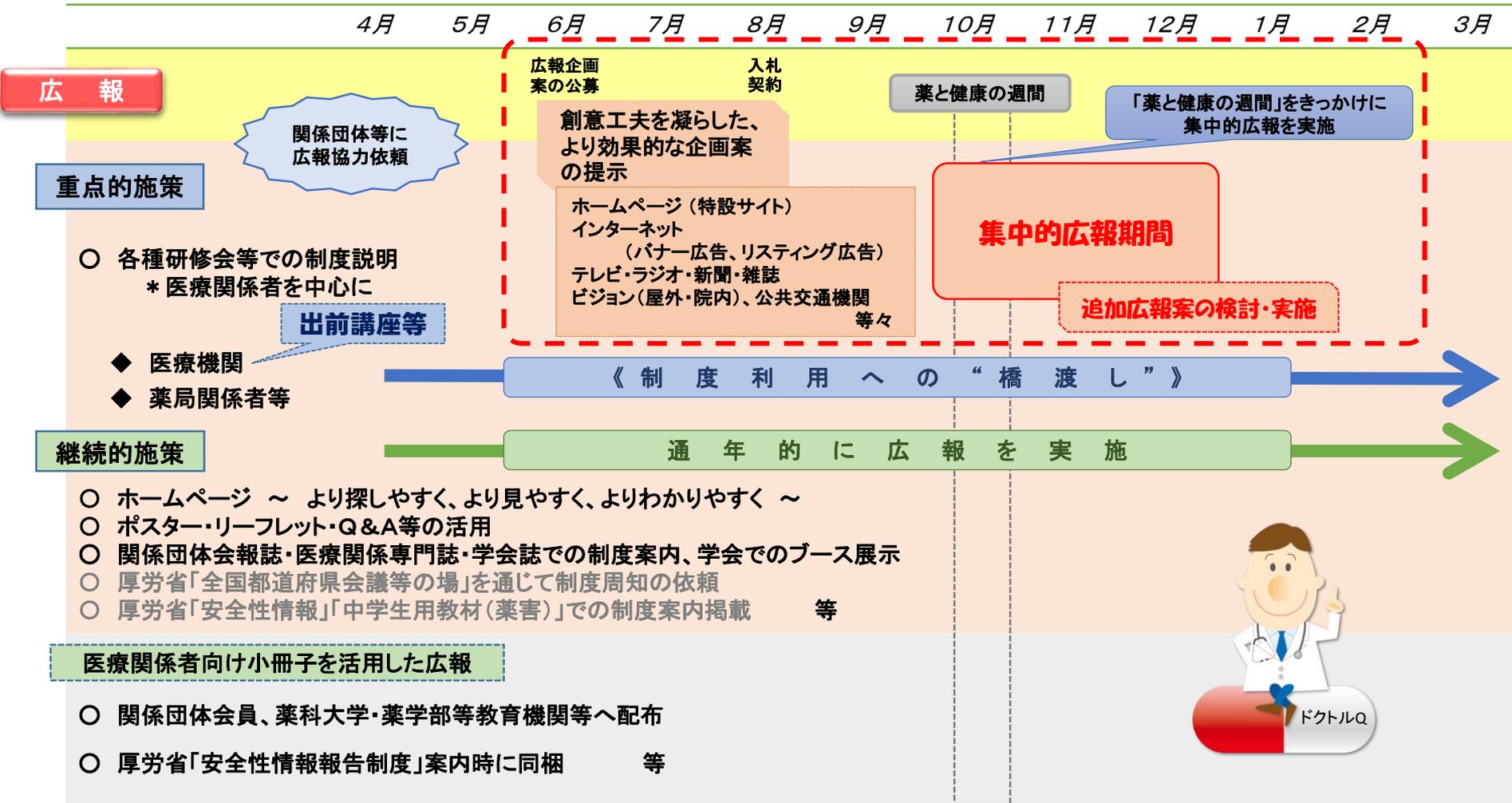
(4) 制度への関与度(請求手続に関わったことがある)(制度認知者ベース)について

- ・ 制度の紹介、診断書・投薬証明書の作成など、請求手続きへの関わりについては、全体で 7.9%、医師が 11.2%、薬剤師が 9.4%、看護師が 3.7%、歯科医師が 2.2%

(5) 制度利用の勧奨率(制度の利用を勧めたいか)について

- ・ 「制度利用を勧めたい」については、全体で 74.6%(前年度 72.1%)、医師が 76.5%、薬剤師が 78.0%、看護師が 67.7%、歯科医師が 78.9%
- ・ 「制度利用を勧めたくない」は、全体で 1.3%(前年度 1.6%)、「どちらとも言えない」は全体で 24.1%(前年度 26.3%)
その理由(複数回答)は、
「自分自身が制度をよく理解していない」が 52.1%、「必要書類の作成が複雑・面倒」が 31.4%、「不支給の場合に責任を問われる」が 21.3%、「支給決定までに時間がかかる」が 16.0%となっている。

平成26年度 健康被害救済制度 広報計画



認知度調査

一般国民

医療関係者

調査実施

結果公表